

(例規25)

陸幕人教第203号
令和2年3月6日

改正 令和5年3月29日陸幕人教第454号
令和6年3月21日陸幕人教第265号
令和7年3月18日陸幕人教第294号

陸上総隊司令官
各方面總監 殿
各部隊長
各機関の長

陸上幕僚長
(公印省略)

名札の制式及び着用要領について(通達)

標記について、令和2年3月16日から別紙のとおり実施されたい。

なお、陸幕人教第50号(30.1.26)「名札の制式及び着用要領に関する試行について(通達)」は、令和2年3月15日限りで廃止する。

添付書類：別紙

名札の制式及び着用要領について

1 趣旨

服装の斉一を図るため、陸上自衛隊として名札の制式を統一するとともに、その着用要領に関して定めるもの

2 適用の範囲

- (1) 陸上自衛隊の部隊及び機関に所属する陸上自衛官、事務官等
- (2) 共同の機関に所属する陸上自衛官

3 名札の制式及び着用要領

(1) 制式

ア 形状及び寸法

(ア) 常装（簡易服を含む。以下同じ。）に着用する名札



注：数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

(イ) 作業服装（戦闘服装を含む。以下同じ。）に着用する名札



注：数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

イ 制式及び色彩

(ア) 常装に着用する名札

樹脂製台地（氏名表示面は黒色）に、帽章の図を金色シルクプリント仕上げで表示し、その下に「陸上自衛隊」の文字（書体は角ゴシック体、サイズは11ポイントを基準とする。）を、右側に姓を漢字又は仮名（書体は角ゴシック体、サイズは28ポイントを基準とする。）及びローマ字（書体は角ゴシッ

ク体、サイズは18ポイントを基準とする。)を彫刻により白色で表示する。
なお、ローマ字は、姓のみを表示する。

(イ) 作業服装に着用する名札

階級章の略章の布製台地と同色のダークグリーン(参考:マンセル値 色相(H)5.5±1.2GY 明度(V)3.2±0.2 彩度(C)3.0±0.4)の布製台地に、姓を漢字又は仮名(書体は角ゴシック体、サイズは32ポイントを基準とする。)及びローマ字(書体は角ゴシック体、サイズは20ポイントを基準とする。)により黒色で表示する。

(2) 着用要領

ア 常装に着用する名札

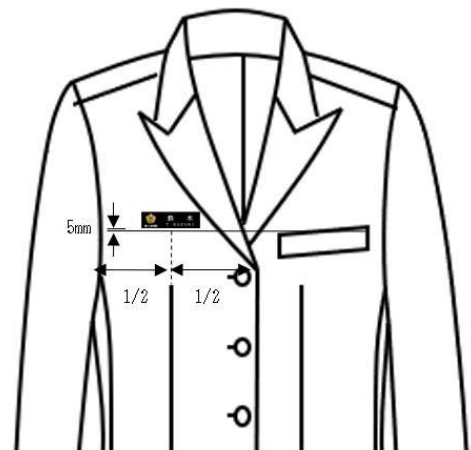
(ア) 右胸ポケットの中央上端部から5ミリメートルのところに、名札の中央下端部が位置するように着用するものとする。なお、営内班長き章又は服務指導准尉き章を着用する場合は、名札の上部とする。

(イ) 女性冬服(女性1種夏服)上衣に着用する場合には、左胸ポケットを基準とした下図に示す位置に着用するものとする。

(ウ) 簡易服に着用する場合には、上記(ア)に相当する位置に着用するものとする。



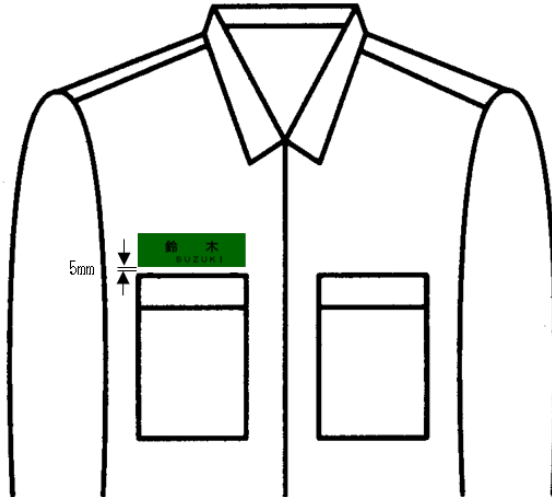
(男性自衛官)



(女性自衛官)

イ 作業服装に着用する名札

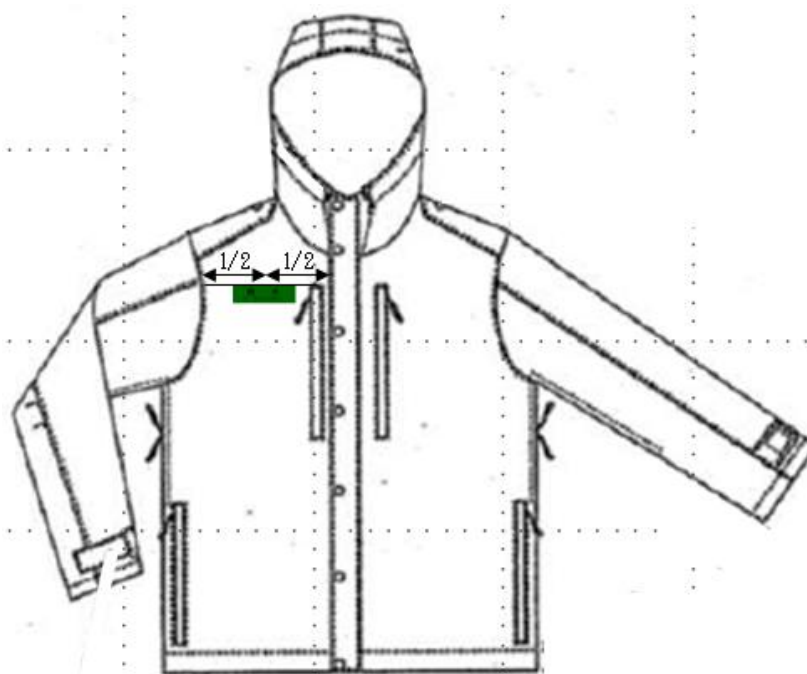
右胸ポケットの中央上端部から5ミリメートルのところに、名札の中央下端部が位置するように着用するものとする。なお、営内班長き章又は服務指導准尉き章を着用する場合は、名札の上部とする。



ウ 防寒戦闘服に着用する名札

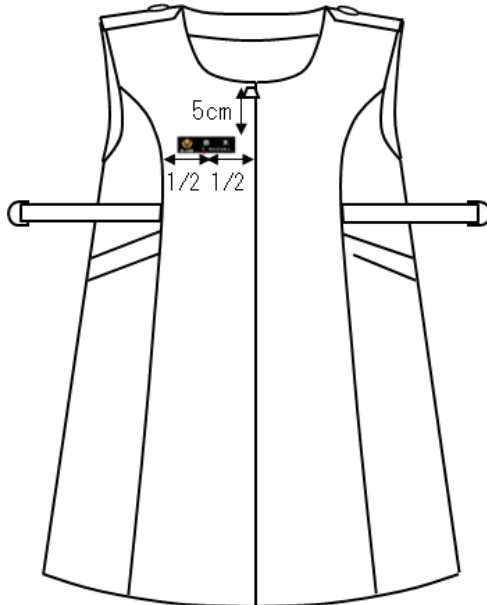
前号の規定に応じて着用するものとする。

防寒戦闘服2型（01改）に着用する名札は、右胸ポケットの上端部を基準とした下図に示す位置に着用するものとする。



エ 妊婦服に着用する名札

ファスナー上端部から5センチメートルの右胸部分を基準とした下図に示す位置に着用するものとする。



(3) 陸上自衛隊の部隊及び機関に所属する事務官等

陸上自衛隊の部隊及び機関に所属する事務官等は、前号の規定に準じて着用するものとする。この場合において、前号アの規定中「右胸ポケット」とあるのは、「左胸ポケット」と、「簡易服に着用する場合」とあるのは「ポケットがない場合」及び「防災服上衣に着用する場合」と読み替えるものとする。

(4) 陸幕人教第50号(30.1.26)「名札の制式及び着用要領に関する試行について(通達)」に基づき制式を定めた名札(ローマ字のイニシャル表記付)は、当分の間、使用できるものとする。